分 析 測 定 見 積 依 頼 書

案件番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

㈱ ＤＮＰ（ディーエヌピー）科学分析センター　行

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご依頼者	所在地　〒 会社・部署名 ご氏名 e-mail TEL FAX	ご依頼日　：　2026 年　月　日 希望報告日：　2026 年　月　日 検収期限　：　2026 年　月　日 ■ご依頼時にご確認ください ✓ 報告書・納品書・請求書等は、原則 PDF 版を電子メールにてお送りします。印刷物が必要な場合は、担当営業にお声がけください。 ✓ 資料・試料残り（分析業務に使用しなかった試料）は原則として返却いたします。なお、観察用等に作製した加工物の返却は出来かねます。 ✓ 資料・試料残りは検収確認書をご提出いただいた後 1 週間以内に返送いたします。

安全保障貿易（外為法等）に関してご回答お願いします。（お手数ではございますが、必ずご回答願います。）

当社の報告書又はその一部を海外事業者、海外規制当局、海外大学、海外政府機関等に開示されますか？　□Yes, □No

「Yes」の場合、下記ご記入をお願いします。

需要者等（開示先）：

需要者等住所：

試料の使用用途または製品分野：

下記の通り（□分析測定 ／□見積り）を依頼します。　（どちらかにチェック☑をお願いします）

ご依頼いただいた業務の遂行には「㈱DNP 科学分析センター分析・物性評価受委託約款」が適用されます

報告書タイトル（=案件名）：

■分析目的・内容

■前回の報告書番号（参照が必要な場合）

No.（　　）

■分析上の注意点

■ご希望の測定条件

■資料・試料残りの返却先が、「ご依頼者様（上入力欄）」と異なる場合はご入力ください

弊社使用欄	／	／	／

Apr.2026

分 析 測 定 見 積 依 頼 書（試料情報）

案件番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当営業＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜お願い＞
弊社では「労働安全衛生法」に従い、作業者の安全を守るために試料についての情報のご提供をお願いしております。お手数をおかけし大変恐縮ではございますが、下記内容についてご協力のほど何卒よろしくお願いします。
なおご提供いただいた試料の取り扱いには十分に注意しますが、情報不足によりご提供試料が何らかの事故原因になった場合は、弊社の受けた不利益について補償を求める場合がございます。

1　試料リスト

試料名を下記表にご記載ください。

#	試料名	受入	ラボ返却	営業返却	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

計　　検体

＊試料 1 つにつき 1 行使ってご記載ください。（試験水準とは異なります。）
＊行を増やしても構いません。（表右下のセルから Tab キーで行を増やせます。）
＊青欄は弊社で使用します。

2　試料明細

構造・組成、物理化学的性状等などをご記載ください。

3　　安全性の確認

試料を安全に取扱う上で、安全性が確認できる情報のご提供をお願いしています。
下の表を参考にご準備をお願いします。

	項目	*説明*
a)	SDS	SDS がある場合はご提供をお願いします。
b)	CAS RN　：＿＿＿＿＿＿＿＿	CAS RN が分かる場合、左に番号をご記載下さい。
c)	試料の取扱いに関する情報	下記の「試料の取扱いに関する情報」へご記載下さい。 **＊上記 a, b の有無に関わらずご記載をお願いします。**

試料の取扱いに関する情報

次の A, B の 2 点についてご回答をお願いします。

A.　試料の健康有害性及び危険性について

GHS 絵表示の該当：　☐ 無　又は　☐ 不明

☐ 腐食性　☐ どくろ　☐ 感嘆符　☐ 健康有害性　☐ 爆発　☐ 炎　☐ 円上の炎

B.　試料の取り扱い

お客様で実施している取扱い状況を以下空欄にご記入ください。
「一般的な化合物として取り扱うこと」のような表現は避けて、
具体的に記載いただきますようご協力をお願いします。

保護具の種類
取扱いに当たっての注意点
禁忌
変異原性
急性毒性
こぼれた時の対応

株式会社 DNP 科学分析センター分析・物性評価受委託約款

目的

第１条　本約款は、株式会社 DNP 科学分析センターが委託者から受託する分析・物性評価（以下本業務という）を遂行するために必要な、委託者と当社の間の基本的な合意事項になります。

適用

第２条　委託者及び当社は、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものとします。

２．　前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めと相違する時は、その部分に限り、本約款の規定は、適用除外され、または修正されたものとみなします。

個別契約

第３条　本業務の受委託の個別契約は、次の各号の一の時点で成立するものとします。

（１）　委託者からの当社所定の分析測定見積依頼書に基づき当社が見積書を作成の上、委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき

（２）　委託者からの注文書による申込みに対し、当社が受託を承諾したとき

委託料の支払い

第４条　委託料は、原則として、本業務の結果を提供した後に、見積書における支払い手続きおよび支払い条件に従い支払われるものとします。

機密保持

第５条　当社は、本業務の実施に必要と委託者が考える範囲内において委託者から提供又は開示された試料及び当該試料に関する技術情報並びに本業務の結果、その他本業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、委託者の書面による事前同意なしには、これらを本業務以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当する秘密情報についてはこの限りではありません。

（１）　委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に既に当社が所有又は取得していたことを立証し得るもの

（２）　委託者から秘密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等により既に公知となっていたか又は当該提供若しくは開示後当社の責めによらず公知となったもの

（３）　委託者から秘密情報の提供又は開示を受けた後、当社が委託者に対する秘密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得したことを立証し得るもの

２．　当社は、委託者から本業務を依頼された事実について第三者に開示、漏洩しないものとします。

３．　前２項の規定に拘らず、当社が本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときには、当社は秘密情報を当該再委託先に開示できます。但し、当社は、当該再委託先に対して、当社が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。

４．　本条の各規定は、本業務報告書提出後５年経過するまで有効とします。

結果報告

第６条　当社は、原則として委託者と協議して定められた期限内に本業務の結果を報告書として報告します。

２．　当社は別段の定めのない限り、業務報告書の写しを控えとして作成の上、報告書提出後 3 年間保管するものとします。

試料・資料などの返却

第７条　当社は個別契約で定められた本業務の遂行に使用しなかった残りの試料（試料残り）やお預かりした資料を、本業務の終了後は速やかに委託者に返却します。なお、観察用等に作製した加工物の返却は致しません。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合は、その方法によるものとします。

免責

第８条　当社は天災地変その他当社の責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になったときは、これより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとします。

２．　委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害についても、当社の本業務の方法に過失があったと認められる場合を除き、当社は一切責任を負いません。

３．　前項に定める当社の本業務の方法に過失があったと認められるときは、当社は委託者と協議の上、次ぎに掲げるいずれかの方法により必要な補償をいたします。

（１）　当社の費用負担により、依頼された本業務を再実施します。

（２）　委託者から支払われた委託料の範囲内で委託者が蒙った損害を賠償します。

４．　当社は、本業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを保証するものではありません。

期限の利益の喪失

第９条　委託者または当社について、約束手形の不渡り任意整理、倒産手続申立その他の支払能力に重大な影響のある事由が生じたときは、相手方に対して負う債務についての期限の利益を失い、直ちに当該債務の全てを相手方に弁済するものとします。

契約の解約

第１０条　委託者および当社は、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、個別契約を変更または解約することができます。ただし、当該事情が自らの責めに帰すべきものであるときは、相手方に生じた損害を賠償するものとします。

反社会的勢力の排除

第１１条　委託者および当社は、相手方が暴力団、総会屋その他の反社会的勢力と資金的または人的関係を有することが判明したときは、何らの通知催告をすることなく、委託者と当社との間の全ての契約を解除することができるものとします。なお、解除した当事者は、自らに生じた損害の全てについて相手方に賠償請求をすることができるものとします。

協議

第１２条　本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関して疑義が生じた場合には、両者誠意をもって協議の上決定することとします。

以上（2025.4 改定）